

## 届出が必要な加算等及び添付書類(訪問看護)

- ・加算の算定要件については、厚生労働省告示等に示されていますので、各自で確認してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(別紙3-1)及び介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービスは別紙1-1、介護予防サービスは別紙1-2)の他に以下の添付書類を提出してください。
- ・この表に記載されている添付書類以外にも、書類の提出を求めることがあります。

サービス名	届出が必要な加算等	添付書類
訪問看護	定期巡回・随時対応サービス連携	・訪問看護事業所における定期巡回・随時対応型訪問介護看護連携に係る届出書(別紙14)
	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	緊急時訪問看護加算	・緊急時(介護予防)訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書(別紙8) ※申請を希望する加算等に関する部分を記載すること。
	特別管理体制	
	ターミナルケア体制	
	看護体制強化加算	・看護体制強化加算に係る届出書(別紙8-2)
	サービス提供体制強化加算	・サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-2)
LIFEへの登録	なし	
介護予防 訪問看護	特別地域加算	※札幌市は該当しない加算
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	なし
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	※札幌市は該当しない加算
	緊急時介護予防訪問看護加算	※訪問看護の「緊急時訪問看護加算」と同様
	特別管理体制	※訪問看護と同様
	看護体制強化加算	※訪問看護と同様
	サービス提供体制強化加算	※訪問看護と同様
	LIFEへの登録	※訪問看護と同様